四　第十七条第一項第一号に規定する廃棄物埋設地の保全に関する措置の実施状況に関する説明書
五　第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書
六　閉鎖措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書
七　閉鎖措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等に関する説明書
八　閉鎖措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書
九　閉鎖措置の実施体制に関する説明書
十　閉鎖措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
十一　前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面
3　第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

（閉鎖措置計画の変更の認可の申請）

第二十二条の五の五　法第五十一条の二十四の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　事業所の名称及び所在地
三　変更に係る前条第一項第三号から第七号までに掲げる事項
四　変更の理由

2　前項の申請書には、前条第一項第三号から第七号までに掲げる事項の変更に伴う前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。
3　第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

（閉鎖措置計画に係る軽微な変更）

第二十二条の五の六　法第五十一条の二十四の二第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、閉鎖措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。
2　法第五十一条の二十四の二第一項の規定による認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（閉鎖措置計画の認可の基準）

第二十二条の五の七　法第五十一条の二十四の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　閉鎖措置期間中の第十七条第一項第一号に規定する廃棄物埋設地の保全に関する措置の方法が適切なものであること。
二　閉鎖措置の方法が、閉鎖措置の終了から廃止措置の開始までの間に廃棄物埋設地の外への放射性物質の異常な漏えいがあつた場合において当該漏えいを著しく拡大させるおそれがないものであること。

（坑道の閉鎖の工程）

第二十二条の五の八　法第五十一条の二十四の二第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める坑道の閉鎖の工程は、同条第一項の認可又は同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書に記載された閉鎖措置の工程とする。

［条を加える。］
［条を加える。］
［条を加える。］